

信州登山案内人条例施行規則（平成 24 年長野県規則第 18 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、信州登山案内人条例（平成 24 年長野県条例第 25 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（試験の実施）

第 2 条 条例第 5 条の規定による信州登山案内人試験（以下この条から第 4 条まで及び第 7 条において「試験」という。）は、筆記試験、作文試験及び実技試験により行うものとする。

2 試験の期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ長野県報その他の方法をもって公告するものとする。

（受験手続）

第 3 条 試験を受けようとする者は、信州登山案内人試験受験申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第 4 条各号のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (2) 登山等に関する経歴等を記載した書類

（合否の通知）

第 4 条 知事は、試験を受けた者に対し、その結果を文書により通知するものとする。

（登録事項）

第 5 条 条例第 7 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 登録又は更新の登録の年月日及びその有効期限並びに登録番号
- (2) 専門とする案内地域（北アルプス地域、中央アルプス・南アルプス地域、八ヶ岳地域、御嶽山地域、北信五岳・志賀高原・関田山脈地域及び浅間・奥秩父地域のうち、信州登山案内人として業務を行う地域をいう。第 9 条及び第 10 条において同じ。）

（更新の登録に係る研修）

第 6 条 条例第 7 条第 4 項の知事が指定する研修は、信州登山案内人を対象としてその業務に関する知識及び技能の水準の維持向上を図るため知事が行う講習及び実習又はこれと同等以上の内容を有するものとして知事が別に指定する研修とする。

2 条例第 7 条第 3 項の規定により更新の登録を受けようとする者が信州登山案内人以外の登山等に関する資格等を有する場合において、当該資格等に照らして信州登山案内人に必要とされる知識又は技能と同等以上の水準の知識又は技能を有していると認められるときは、知事は、その者に対し、前項の知事が指定する研修の全部又は一部の受講を免除することができる。

（登録の申請）

第 7 条 条例第 8 条の規定による登録の申請（条例第 7 条第 1 項の規定により登録を受けようとする場合に限る。）は、信州登山案内人登録申請書（様式第 2 号。次項及び次条において「登録申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 試験に合格した旨を通知した第 4 条に規定する文書の写し
- (2) 健康診断書
- (3) 救急法に関する講習（知事が指定するものに限る。次項において同じ。）を受講したことを証する書類

(4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのものをいう。次項及び第10条から第12条までにおいて同じ。）

2 条例第8条の規定による登録の申請（条例第7条第3項の規定により登録を受けようとする場合に限る。）は、登録申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 信州登山案内人登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）の写し（登録の申請の際現に有効な登録証の写しに限る。）

(2) 前条第1項の知事が指定する研修を修了したことを証する書類の写し（同条第2項の規定により、当該研修の全部又は一部の受講を免除された者にあつては、当該免除された研修に係る書類に代えて同項に規定する登山等に関する資格等を有することを証する書類の写し）

(3) 健康診断書

(4) 救急法に関する講習を受講したことを証する書類

(5) 写真

3 第1項又は前項の規定による申請を行った者が、医師、看護師、救急救命士その他の免許等で知事が指定するものを有するときは、当該免許等を有することを証する書類をもって第1項第3号又は前項第4号の書類に代えることができる。

4 第2項の登録の申請は、信州登山案内人の登録の有効期間が満了する日の2月前から当該有効期間が満了する日までの間に行わなければならない。

（登録）

第8条 知事は、前条第1項の登録の申請があつたときは、登録申請書及び添付書類の記載事項を審査し、申請者が信州登山案内人となる資格を有し、かつ、信州登山案内人の業務を適正に行うことができる者であると認めるときは、信州登山案内人登録簿（次項、第10条及び第15条において「登録簿」という。）に登録し、申請者に登録証及び信州登山案内人記章（様式第4号）を交付するものとする。

2 知事は、前条第2項の登録の申請があつたときは、登録申請書及び添付書類の記載事項を審査し、申請者が引き続き信州登山案内人の業務を適正に行うことができる者であると認めるときは、登録簿に登録し、申請者に登録証を交付するものとする。

3 知事は、第1項又は前項の審査の結果、申請者が信州登山案内人の業務を適正に行うことができない者であると認めるときは、その理由を付し、登録申請書を申請者に返却するものとする。

（登録証の記載事項）

第9条 条例第11条第2項第3号の規則で定める事項は、専門とする案内地域とする。

（専門とする案内地域の変更の申請）

第10条 信州登山案内人は、専門とする案内地域以外の地域で信州登山案内人として業務を行おうとするときは、専門とする案内地域の変更申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 申請の際現に有効な登録証の写し

(2) 新たに専門とする案内地域にしようとする地域における登山等の経歴等を記載した書類

(3) 写真

- 2 知事は、前項の申請があったときは、書面審査その他の適当な方法により、申請者が、当該申請に係る変更後の専門とする案内地域において、信州登山案内人の業務を適正に行うことができる者であるかどうかを審査するものとする。
- 3 前項の審査の結果、申請者が、当該申請に係る変更後の専門とする案内地域において、信州登山案内人の業務を適正に行うことができる者であると認めたときは、登録簿の当該信州登山案内人に関する登録を変更し、変更の理由及びその年月日を記載するとともに、申請者に新たな登録証を交付するものとする。
- 4 第8条第3項の規定は、第1項の申請について準用する。この場合において、同条第3項中「登録申請書」とあるのは「専門とする案内地域の変更申請書」と読み替えるものとする。
- 5 信州登山案内人は、第3項の規定による登録証の交付を受けたときは、遅滞なく、従前の登録証を知事に返納しなければならない。

(変更の届出)

第11条 条例第12条第1項の規定による届出は、信州登山案内人登録証記載事項変更届出書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 登録証の記載事項の変更に係る事実を証する書類
- (2) 写真

(登録証の再交付の申請等)

第12条 条例第13条の規定による登録証の再交付の申請は、信州登山案内人登録証再交付申請書（様式第7号）に、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類を添えて行わなければならない。

- (1) 登録証を亡失し、又は滅失した場合 写真
- (2) 登録証を著しく汚損し、又は破損した場合 登録証及び写真

- 2 信州登山案内人は、前項の申請をした後、亡失した登録証を発見したときは、遅滞なく、これを知事に返納しなければならない。

(登録の抹消の通知等)

第13条 知事は、条例第14条第1項又は第2項の規定により信州登山案内人の登録を抹消し、又は信州登山案内人の名称の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録の抹消又は名称の使用の停止の処分を受けた者に通知するものとする。

- 2 条例第14条第1項又は第2項の規定により信州登山案内人の登録を抹消された者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内に、登録証（登録の有効期限を超えたものを除く。次条第1号において同じ。）及び信州登山案内人記章を知事に返納しなければならない。

(業務廃止等の届出)

第14条 条例第14条第3項の規定による届出は、信州登山案内人業務廃止等届出書（様式第8号）に次に掲げる書類等を添えて行わなければならない。

- (1) 登録証
- (2) 信州登山案内人記章

(登録簿の訂正等)

第15条 知事は、第11条の届出があったとき、前条の届出があったとき、又は条例第14条

第1項若しくは第2項の規定により信州登山案内人の登録を抹消し、若しくは信州登山案内人の名称の使用の停止を命じたときは、登録簿の当該信州登山案内人に関する登録を訂正し、若しくは抹消し、又は当該信州登山案内人の名称の使用を停止した旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは抹消又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(長野県収入証紙規則の一部改正)
- 2 長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。
別表の2の(14)中「長野県観光案内業条例(昭和28年長野県条例第13号)」を「信州登山案内人条例(平成24年長野県条例第25号)」に改める。

長野県収入証紙欄
(消印をしないこと。)

信州登山案内人試験受験申込書

年 月 日

長野県知事 殿



写真貼付欄

(年 月撮影)

申込者

住所

氏名

年 月 日 生

電話番号

信州登山案内人条例第5条の規定による信州登山案内人試験を受けたいので、申し込みます。

専門とする案内地域	1 北アルプス地域	2 中央アルプス・南アルプス地域
	3 八ヶ岳地域	4 御嶽山地域
	5 北信五岳・志賀高原・関田山脈地域	6 浅間・奥秩父地域

- (備考) 1 長野県収入証紙欄には、受験手数料4,700円分の長野県収入証紙を貼付すること。
2 写真貼付欄には、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのものを貼付すること。
3 「専門とする案内地域」は、信州登山案内人として業務を行おうとする地域の番号(複数の地域を受験する場合にあっては、複数の番号)を○で囲むこと。

- (添付書類) 1 信州登山案内人条例第4条各号のいずれにも該当しない旨を記載した書類
2 登山等に関する経歴等を記載した書類

信州登山案内人登録申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者
住所
氏名 印
電話番号

信州登山案内人条例第8条の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

登録の種類	1 新規 (信州登山案内人条例第7条第1項の規定による登録) 2 更新 (信州登山案内人条例第7条第3項の規定による登録)		
申請時において 有効な登録 (更新の場合)	登録年月日	年	月 日
	登録番号	第	号
専門とする案内 地域	1 北アルプス地域 2 中央アルプス・南アルプス地域 3 八ヶ岳地域 4 御嶽山地域 5 北信五岳・志賀高原・関田山脈地域 6 浅間・奥秩父地域		

- (備考) 1 長野県収入証紙欄には、登録手数料1,500円分の長野県収入証紙を貼付すること。
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
3 「登録の種類」は、該当する区分の番号を○で囲むこと。
4 「専門とする案内地域」は、信州登山案内人試験において合格した地域のうち、信州登山案内人として業務を行おうとする地域の番号を○で囲むこと。

(添付書類)

1 新規の場合

- (1) 信州登山案内人試験の合格通知書の写し
- (2) 健康診断書
- (3) 救急法に関する講習を受講したことを証する書類
- (4) 写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのもの)

2 更新の場合

- (1) 申請の際現に有効な信州登山案内人登録証の写し
- (2) 知事が指定する研修を修了したことを証する書類の写し
- (3) 健康診断書
- (4) 救急法に関する講習を受講したことを証する書類
- (5) 写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのもの)

(様式第3号) (第7条関係)

(表)

	信州登山案内人登録証
登録番号 第 号	写真貼付欄
氏 名	
専門とする案内地域 :	
有効期限 年 月 日	
長野県知事	印

(裏)

登録年月日	年 月 日
更新登録年月日	年 月 日
生年月日	年 月 日
住 所	

(備考) 用紙の大きさ 縦 5.4 センチメートル 横 8.6 センチメートル

(様式第4号) (第8条関係)

信州登山案内人記章



(様式第5号) (第10条関係)

専門とする案内地域の変更申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者
住所
氏名 印
電話番号

信州登山案内人条例施行規則第10条第1項の規定により、下記のとおり専門とする案内地域の変更を申請します。

記

申請時において 有効な登録	登録年月日	年 月 日
	登録番号	第 号
変更の理由		
変更内容	変更前の案内地域	変更後の案内地域

(備考) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

- (添付書類) 1 申請の際現に有効な信州登山案内人登録証の写し
2 変更後の専門とする案内地域における登山等の経歴等を記載した書類
3 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのもの)

(様式第6号) (第11条関係)

信州登山案内人登録証記載事項変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者

住所

氏名

印

電話番号

信州登山案内人条例第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更年月日	年 月 日	
変更事項		
変更内容	変更前	変更後

(備考) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

- (添付書類) 1 信州登山案内人登録証
2 変更に係る事実を証する書類
3 写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのもの)

(様式第7号) (第12条関係)

長野県収入証紙欄
(消印をしないこと。)

信州登山案内人登録証再交付申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者
住所
氏名 印
電話番号

信州登山案内人条例第13条の規定により、下記のとおり信州登山案内人登録証の再交付を申請します。

記

申請時において有効な登録	登録年月日	年 月 日
	登録番号	第 号
再交付を求める理由		

- (備考) 1 長野県収入証紙欄には、再交付手数料1,300円分の長野県収入証紙を貼付すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 「再交付を求める理由」には、交付を受けていた信州登山案内人登録証に係る亡失、滅失、汚損、破損の別及び亡失等した事情を記載すること。

- (添付書類) 1 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.5センチメートルのもの)
- 2 信州登山案内人登録証が著しく汚損し、又は破損したことを理由とする場合にあっては、当該信州登山案内人登録証

(様式第8号) (第14条関係)

信州登山案内人業務廃止等届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者
住所
氏名 印
電話番号
続柄 (届出に係る信州登山案内人
以外の場合)

信州登山案内人条例第14条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

廃業等をした日	年 月 日
届出の理由	1 廃業したため 2 死亡したため 3 成年被後見人又は被保佐人となったため 4 禁錮以上の刑に処せられたため 5 心身の障害により業務を適正に行うことができないため

(備考) 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「届出の理由」は、該当する理由の番号を○で囲むこと。

(添付書類等) 1 信州登山案内人登録証

2 信州登山案内人記章